

# ハローワークもりおか

懇 切

公 正

迅 速

平成23年11月 No.458

## 社員に何かあった時、 あなたは責任がとれる 経営者ですか？

11月1日～11月30日は、労働保険適用促進強化期間です

労働保険は労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険との総称で、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等について、両保険は労働保険として一体の取り扱いをしています。

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険ですので、労働者を一人でも雇ってれば（雇用保険については農林水産の事業の一部を除く）、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災給付を行った場合には、遡及して労働保険料を徴収するほかに労災給付に要した費用の一部も徴収することになります。

現下の厳しい経済状況の影響等もあり、最近では適用事業場数が前年度を下回る状況が続いており、また、小規模零細企業を中心に未手続事業場が存在しております。

このような状況から厚生労働省では、毎年11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、未手続事業場を解消し、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図る観点から、より一層の加入促進に取り組むこととしています。

※ お問い合わせ・ご相談は  
ハローワーク盛岡 雇用保険適用課へ  
(TEL 019-624-8906)

- 11月1日～11月30日は「労働保険適用促進強化期間」です …… 1
- 「復興支援 もりおか就職面接会」開催される！ …… 2
- 被災者雇用開発助成金支給申請受付始まる！ …… 2
- 岩手県の最低賃金改定！ …… 3
- 「もりおか高校生就職面談会」開催のご案内 …… 4
- 最近の求人・求職のうごき …… 4



## 『復興支援 もりおか就職面接会』開催される！

去る10月31日（月曜日）ホテルメトロポリタン盛岡において、盛岡市・ハローワーク盛岡・盛岡広域地方振興局・盛岡地域雇用開発協会・盛岡商工会議所・ジョブカフェいわての主催による、東日本大震災の被災失業者を含む一般求職者、平成24年3月新規大学等卒業予定者及び既卒者を対象とする「復興支援 もりおか就職面接会」を開催しました。

参加企業は、盛岡地域等を就業場所とする事業所72社と数多くの企業に参加いただき、また、参加者は、被災失業者を含む一般求職者は95名、来春卒業予定の学生等は194名と全体で289名もの参加がありました。その中、参加された皆さんは、目指す各事業所ブースを回り、人事担当者からの説明に熱心に聞き入っていました。中には、長い列ができるブースもありましたが、各企業の担当の方々からのきめ細かい熱意に充ちた懇切な説明をいただきましたことに感謝を申し上げます。



## 被災者雇用開発助成金支給申請受付始まる！

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方をハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して支給される「被災者雇用開発助成金の支給申請の受付が11月2日から始まりました。

助成金は支給対象期（雇い入れ日から6カ月ごとに区切った期間）ごとに、2回に分けて支給されるため、制度の施行日である平成23年5月2日以降に対象者を雇い入れた事業主には、雇い入れから4～5カ月頃を目途に、申請に係るご案内をハローワークから送付することとしており、10月末時点（概ね5月～7月初めまでの対象者）で1,326件と数多くの方が対象となっており、雇い入れいただいた事業所へ支給申請案内を郵送しております。

支給申請期間は、**各支給対象期の末日の翌日から1カ月以内**となっていますので、支給申請を行う場合はご注意願います。（支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることはできません。）

また、ご案内は、職業紹介の際に発行しております紹介状に係る「採否通知書」により確認し送付の手続きを行っておりますので、採否通知は確実に行っていただきますとともに、案内が届いていない場合は、ハローワークまでお問い合わせ願います。

なお、対象者の雇い入れ前後6カ月間において他の従業員を事業主の都合により解雇している場合など、支給の対象とならない要件等もございます。

制度の詳細については、

当ハローワーク求人企画部門 助成金担当 019-624-8905まで

ご確認願います。



## 岩手県の最低賃金改定！

岩手県最低賃金が、11月11日より時間額644円から645円となります。

**「必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も 岩手県最低賃金 時間額 645円」**

- ◎ 全ての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に一方的に労働者の賃金を引き下げることが許されません。
- ◎ 賃金額が、時間額645円を下回っている場合は、発効日から、時間額645円以上となるよう賃金額を改定する必要があります。
- ◎ 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。
- ◎ 岩手県の最低賃金には、岩手県最低賃金のほか、産業別最低賃金（「鉄鋼業」、「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」、「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」）が定められています。

### 最低賃金額との比較方法

実際の賃金が最低賃金額になっているかどうか調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と岩手県最低賃金額を次の方法で比較します。

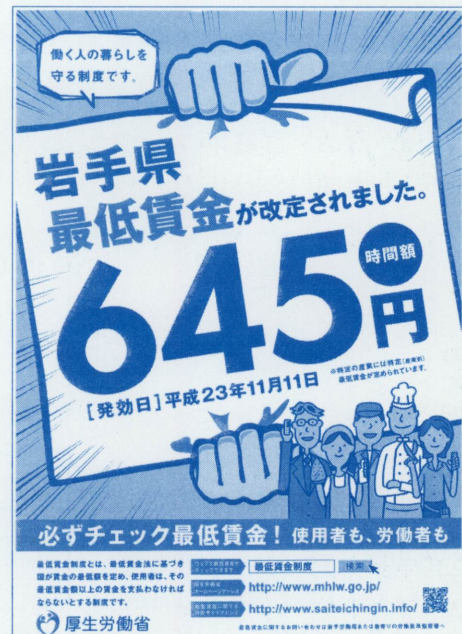
- ① 時間給の場合：時間給については、岩手県最低賃金と比較してください。
- ② 日給の場合：日給を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金と比較します。
- ③ 月給の場合：1箇月平均所定労働時間で賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

例) 岩手県内の事業場で働く労働者Aさんの労働条件は、年間所定労働日数 260日（年間休日105日）、一日の労働時間8時間、月給110,000円とします。岩手県最低賃金は645円ですので、比較すると…

$$\frac{\text{月給111,000円}}{\text{年間所定労働日数260日} \times \text{8時間} \div \text{12ヶ月}} = 640.38\text{円} < \text{岩手県最低賃金 645円}$$

となります。したがって、この場合は11月11日から発効する岩手県最低賃金を満たしていないことになります。

※ 詳しくは岩手労働局労働基準部賃金室（TEL 019-604-3008）または、盛岡労働基準監督署（TEL 019-621-5115）までお問い合わせください。





## ～ 未来の宝 高校生を地元に残そう！ ～ 「もりおか高校生就職面談会」開催のご案内

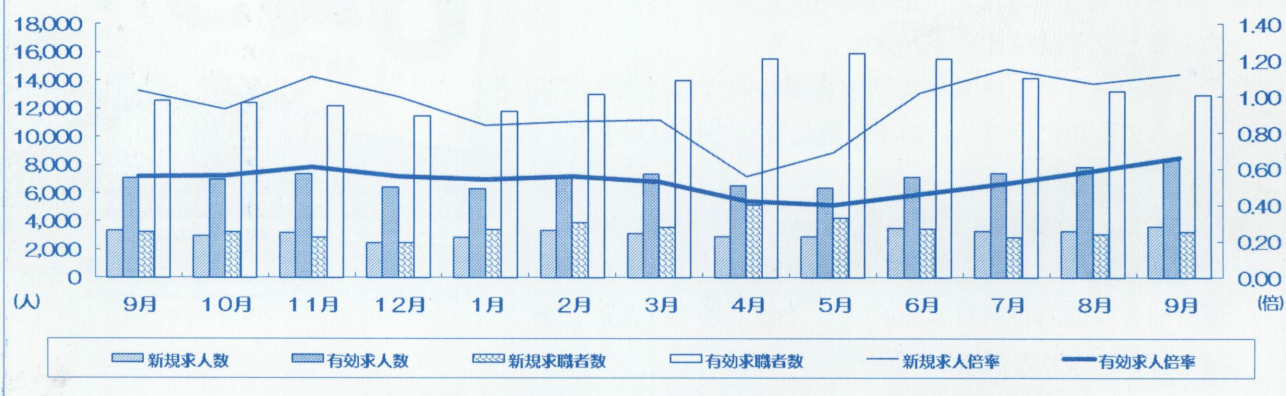
県内の景気は、東日本大震災の影響や長引く景気の低迷のため依然として厳しい雇用情勢が続いており、特に9月16日から採用選考が開始されました新規高等学校卒業予定者の状況は、県内就職希望者607人に対して、本年9月末日現在での盛岡地域の求人数は412人とどまっています。

このため管内への就職を希望する高校生を対象に、管内企業等との面談の場を提供することにより、有為な人材の確保・定着を促進することを目的に下記により開催いたします。

1. 日 時 平成23年12月7日(水) 13:00～16:00
2. 場 所 ホテルメトロポリタン盛岡 本館 4階  
盛岡市盛岡駅前通1-4-4 (TEL 019-625-1211)
3. 対象者  
企 業：就業場所を盛岡公共職業安定所管内とする求人事業所等  
参 加 者：平成24年3月卒業予定の高校生で盛岡公共職業安定所管内の事業所等に就職を希望する者
4. 内 容 企業人事担当者と就職希望者との面談による求人・求職情報交換
5. 申し込み 開催準備の都合上、11月28日(月)までに申し込みをお願いいたします

☆ なお、詳細については、盛岡公共職業安定所 求人・企画部門 (019-624-8905) までお問い合わせください

### 最近の求人求職のうごき



### ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク (1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ (2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡 (2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

いわてキャリアアップハローワーク (2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

### 発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312